

令和6年度
第2回 岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会

日時：令和7年2月7日（金）14:00～16:00

場所：トーサイクラシックホール岩手

（岩手県民会館） 第4会議室

～ 次 第 ～

1 開会

2 あいさつ

3 環境保全型農業直接支払交付金について

4 議事

(1) 令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

(2) 令和7年度環境保全型農業直接支払交付金について

5 その他

6 閉会

岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会 委員名簿

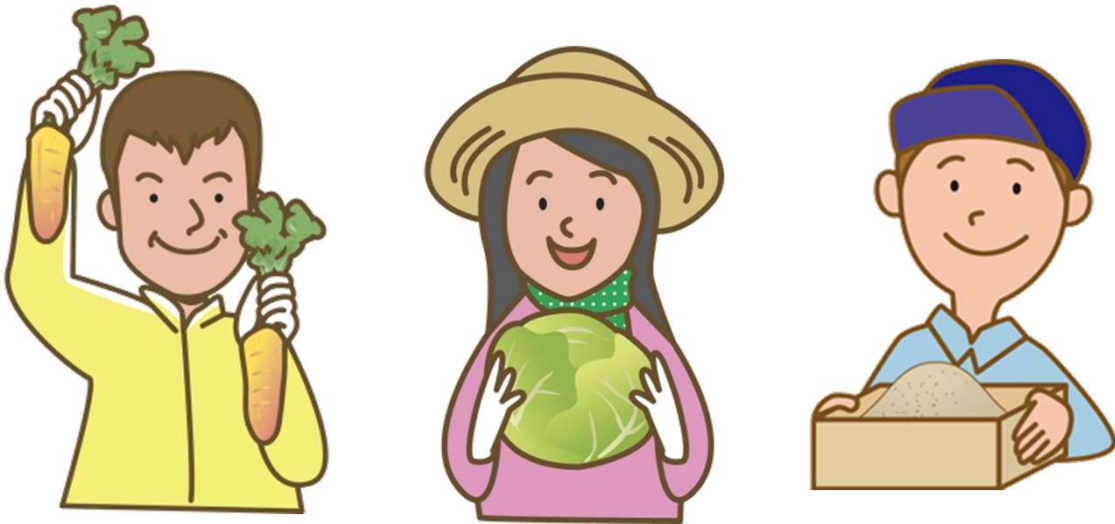
氏 名	所 属 ・ 職	
新 田 義 修	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	
大 平 恭 子	ブランドストーリー 代表	
兼 平 宗 彦	株式会社IBC岩手放送 取締役メディアセンター長	
畠 山 武 志	賢治の土株式会社 代表取締役	
渡 邊 里 沙	有限会社秀吉 取締役地域応援事業部長	

地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

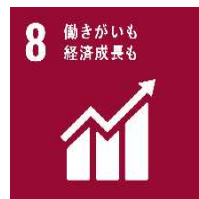
令和
6年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！



環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

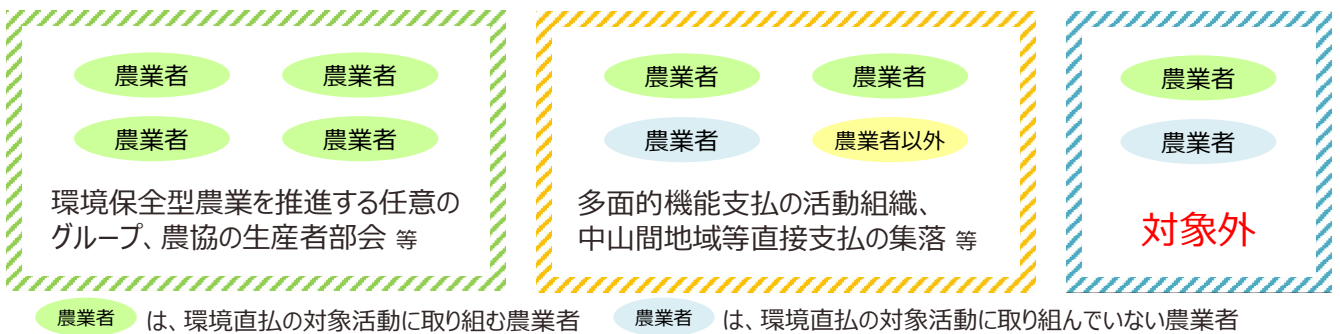
対象者（申請主体）

① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 環境負荷低減のチェックシートの各取組について、チェックしていること
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

電子申請



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請が行えます。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizID（ジーブズアイディ）の取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。



gBizIDの詳細はこちら

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。

※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組※5	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。



農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [令和6年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の面積や推進活動の計画を記載し、市町村から事業計画の認定を受けてください。

初回の計画認定が令和元年度の場合、令和6年度に改めて計画の認定を受けてください。

令和2年度から令和5年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町村に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

交付申請書の提出【毎年度】 [市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [令和7年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、環境負荷低減のチェックシートや生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和7年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [令和7年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0167	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313	農林水産省 農産局 農業環境対策課	03-6744-0499	

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載しています。また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町村にご確認ください。



環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では「環境負荷低減のチェックシート」の取組を交付要件としています。

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組むとともに、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入しました。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

要件化に伴い、本交付金では、これまで「みどりのチェックシート」としていた事業要件から、「環境負荷低減のチェックシート」に改正しました。

取り組んでいただく内容

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✔ 適正な施肥

✔ 適正な防除

✔ エネルギーの節減

✔ 悪臭・害虫の発生防止

✔ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

✔ 生物多様性への悪影響の防止

✔ 環境関係法令の遵守

環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

●実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。

●翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

※民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略することができます。

（注1）農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

（注2）翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

お問い合わせ先

取組を行う農地の所在する市町村、都道府県

または農林水産省農産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を読んだうえで、チェックを入れてください。

実施状況	(1) 適正な施肥	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	<input type="checkbox"/>

実施状況	(2) 適正な防除	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>

実施状況	(3) エネルギーの節減	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、(ほ場への炭素貯留等)	<input type="checkbox"/>

実施状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

実施状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	<input type="checkbox"/>

実施状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)	<input type="checkbox"/>

実施状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度取組計画
<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護員の着用、機械・器具の操作方法確認等)	<input type="checkbox"/>

翌年度、当該事業を取り組まない

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に/ (斜線) を記入し、「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

1 実施市町村数、実施農業者数及び実施面積

(1) 実施市町村数

令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金（以下「環直」という。）に取り組んだ市町村は、**20市町村**で、岩手県の市町村の**61%**で取り組まれた。

(2) 実施農業者数

令和6年度の実施件数は、**155件**（令和6年11月21日の交付申請時点の見込み件数、以下、令和6年度の数字は全て見込み）。

(3) 実施面積

令和6年度の実施面積は**2,922ha**で、前年度に比べ**167ha**増加。

※12～1月にかけて、各振興局において、市町村に対する抽出検査が行われており、既に交付対象外となる事例が確認されていることから、実施農業者数、実施面積については、減少する見込み。

表1 実施市町村数、実施農業者数及び実施面積

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比 (%)
全市町村①	33	33	33	33	33	-
	19	19	19	19	20	105.3
実施市町村割合②/①(%)	58	58	58	58	61	105.2
実施件数	125	122	117	112	155	138.4
実施面積(ha)	3,043	2,983	2,676	2,755	2,922	106.1

2 支援対象取組別の実施面積

(1) 令和6年度の環直の実施面積は2,922haで、支援対象取組別にみると、**堆肥の施用**の取組が**775ha**（全体に占める割合は**26.5%**、以下同じ）、**カバークロープ**の取組が**618ha**（**21.2%**）、**有機農業**の取組が**284ha**（**9.7%**）、**地域特認取組**が**1,013ha**（**34.7%**）となっており、**地域特認取組**が最も多く取り組まれている。

表2 支援対象取組別の実施面積

取組名		R 5		R 6		前年度との比較	
		ha	割合%	ha	割合%	対差	対比%
全国共通	有機農業	268	9.7	284	9.7	16	106.0
	堆肥の施用	738	26.8	775	26.5	37	105.0
	カバークロップ	598	21.7	618	21.2	20	103.3
	リビングマルチ	0	-	0	-	0	-
	草生栽培	0	-	0	-	0	-
	不耕起播種	42	1.5	35	1.2	▲7	83.3
	長期中干し	0	-	31	1.1	31	-
	秋耕	62	2.3	165	5.7	103	266.1
地域特認	地域特認技術計	1,046	38.0	1,013	34.7	▲33	96.8
	メダカ等魚類保護	13	0.5	13	0.4	0	100.0
	冬期湛水管理	3	0.1	1	0.0	▲2	33.3
	IPM*+畦畔除草+秋耕	269	9.8	323	11.1	54	120.1
	IPM+畦畔除草+長期中干し	634	23.0	612	20.9	▲22	96.5
	IPM+交信攪乱剤**	128	4.6	64	2.2	▲64	50.0
合計		2,755	-	2,922	-	167	106.1

取組名	R 5		R 6		前年度との比較	
	ha	割合%	ha	割合%	対差	対比%
取組拡大加算（有機農業）	0	-	0.6	-	0.6	-

※IPM (Integrated Pest Management)

化学農薬以外の防除方法（輪作を行う、病害虫に抵抗性のある品種を使用する、熱による消毒や機械による防除、天敵やフェロモン剤の利用）などを組み合わせ、化学農薬をなるべく使用しない、病害虫の総合的管理技術。

※※交信攪乱剤

害虫ごとに性フェロモンがあり、メスのわずかな匂いをたどってオスが移動してくるが、園地に、人工的に合成した性フェロモンを充満させることにより、オスが、本物のメスにたどり着けず、交尾ができないため、次世代の害虫の発生を防ぐことができる剤。

3 市町村別実施面積

実施面積 2,992ha を市町村別にみると、奥州市が 1,257ha（全体に占める割合は 43.0%。以下同じ。）で、最も多く、次いで花巻市が 882ha（30.2%）、一関市が 224ha（7.7%）となっており、県南部が全体の 88.7%を占めている。

(1) 盛岡地域においては、地域特認取組の I P M と 交信攪乱剤を組み合わせた取組が前年度と比べ減少し、46.4ha の減少となる見込み(前年対比 82.3%)。

なお、地域特認取組の I P M と 交信攪乱剤を組み合わせた取組は、市町ごとの隔年実施での取組として栽培体系が確立されており、本年においては、紫波町及び矢巾町の面積が増加し、盛岡市の面積が減少している。

(2) 県南地域においては、奥州市の堆肥施用の取組及び地域特認取組の I P M と 長期中干しを組み合わせた取組、花巻市のカバークロープが順調に行われ、192.3ha の増加となる見込み(前年対比 108.0%)。

(3) 沿岸地域においては、陸前高田市、住田町及び山田町のほか、令和 6 年度から新たに岩泉町で取組が実施され、前年度と比べ 0.9ha の増加となる見込み（前年対比 103.2%）。

(4) 県北地域においては、二戸市と軽米町で取組が実施され、前年度と比較して 19.7ha の増加となる見込み（前年対比 129.4%）。

表 4 地域別の実施面積

	R 5	R6(見込み)	前年度との面積比較	
	面積(ha)	面積(ha)	対差(ha)	対比(%)
盛岡地域	261.7	215.3	▲46.4	82.3
県南地域	2,398.2	2,590.5	192.3	108.0
沿岸地域	28.1	29.0	0.9	103.2
県北地域	67.1	86.8	19.7	129.4
県全体	2,755.1	2,921.6	166.5	106.4

表 5 市町村別の実施面積

	R 5	R6(見込み)	前年度との面積比較	
	面積(ha)	面積(ha)	対差(ha)	対比(%)
盛岡市	128.8	21.5	▲107.3	16.7
花巻市	733.7	882.0	148.1	120.2
北上市	99.1	100.0	0.9	100.9
遠野市	7.4	8.0	0.6	108.1
一関市	232.2	224.2	▲8.0	96.6
陸前高田市	23.6	23.8	0.2	100.8
二戸市	18.0	31.7	13.7	176.1
八幡平市	1.4	20.0	18.6	1,428.6
奥州市	1,227.3	1,257.2	29.9	102.4
滝沢市	0.6	1.6	1.0	266.7

雫石町	89.1	91.4	2.3	102.6
岩手町	7.0	6.3	▲0.7	90.0
紫波町	23.8	53.7	29.9	225.6
矢巾町	11.0	20.8	9.8	189.1
西和賀町	17.1	17.1	0.0	100.0
金ヶ崎町	81.4	102.0	20.6	125.3
住田町	3.1	3.2	0.1	103.2
山田町	1.4	1.4	0.0	100.0
岩泉町	—	0.6	0.6	—
軽米町	49.1	55.1	6.0	112.2
県全体	2,754.8	2,921.6	166.8	106.1

4 前年度からの取組面積の主な増加要因について

- (1) 花巻市において、既に秋耕に取り組んでいた団体が、大きく規模拡大を行ったため、面積が増加した。

5 環境保全型農業の推進活動について

(1) 環境保全型農業セミナーについて

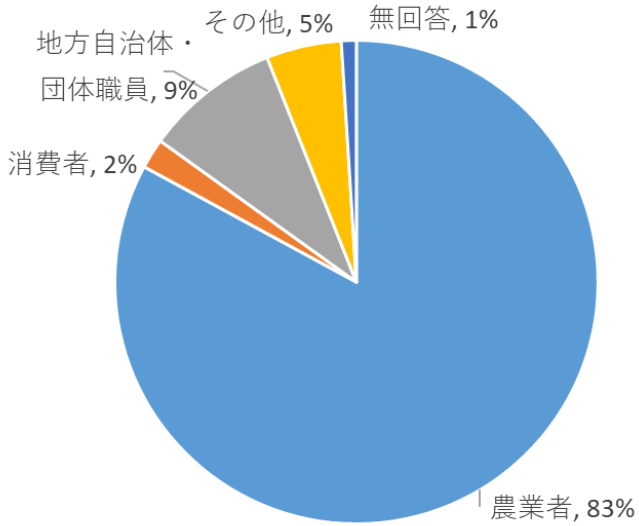
- 令和6年12月16日に北上市において、環境保全型農業に貢献する新技術や実践事例の紹介により、本県における環境保全型農業の一層の拡大につなげることを目的に、セミナーを開催した。
- 当日は、生産者、農業者団体、地方自治体、消費者など300名が参加した。
- ①東北地域を中心としたアイガモロボ現地実証の状況（株式会社NEWGREEN 取締役副社長 中村哲也氏、企画室長 田中草太氏）、②両正条移植と直行除草を組み合わせた省力的な有機米生産技術（農研機構 東北農業研究センター 研究員 今須宏美氏）、③なぜ有機農業なのか（農事組合法人みずほ 代表理事 菅原修氏）を講演いただいた。



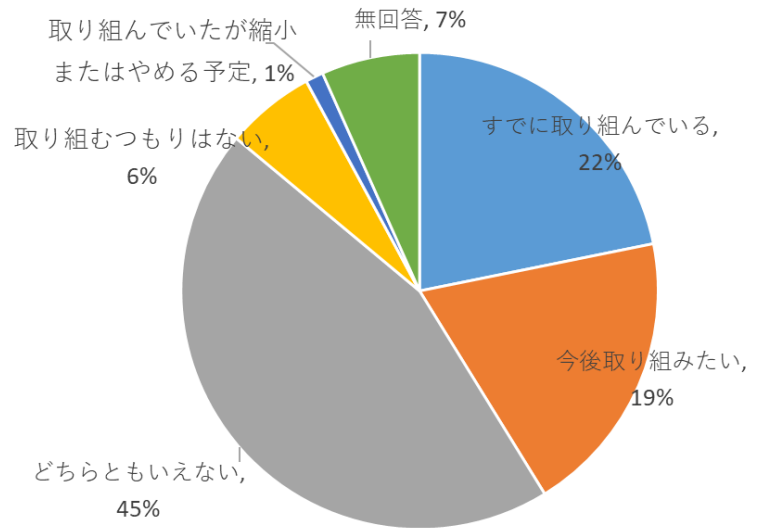
写真1 セミナー総合質疑の様子

【アンケート結果抜粋】

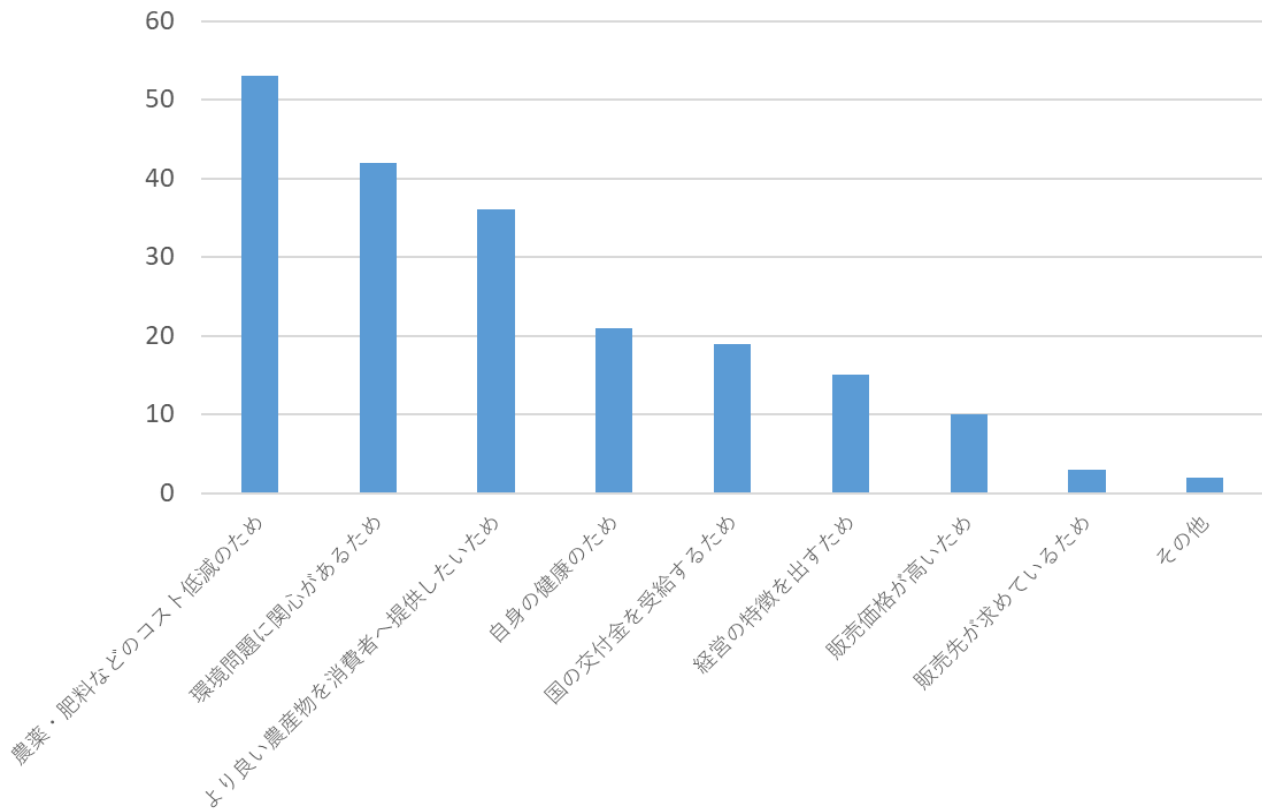
問1 回答者の属性について
(回答者 = 199 名)



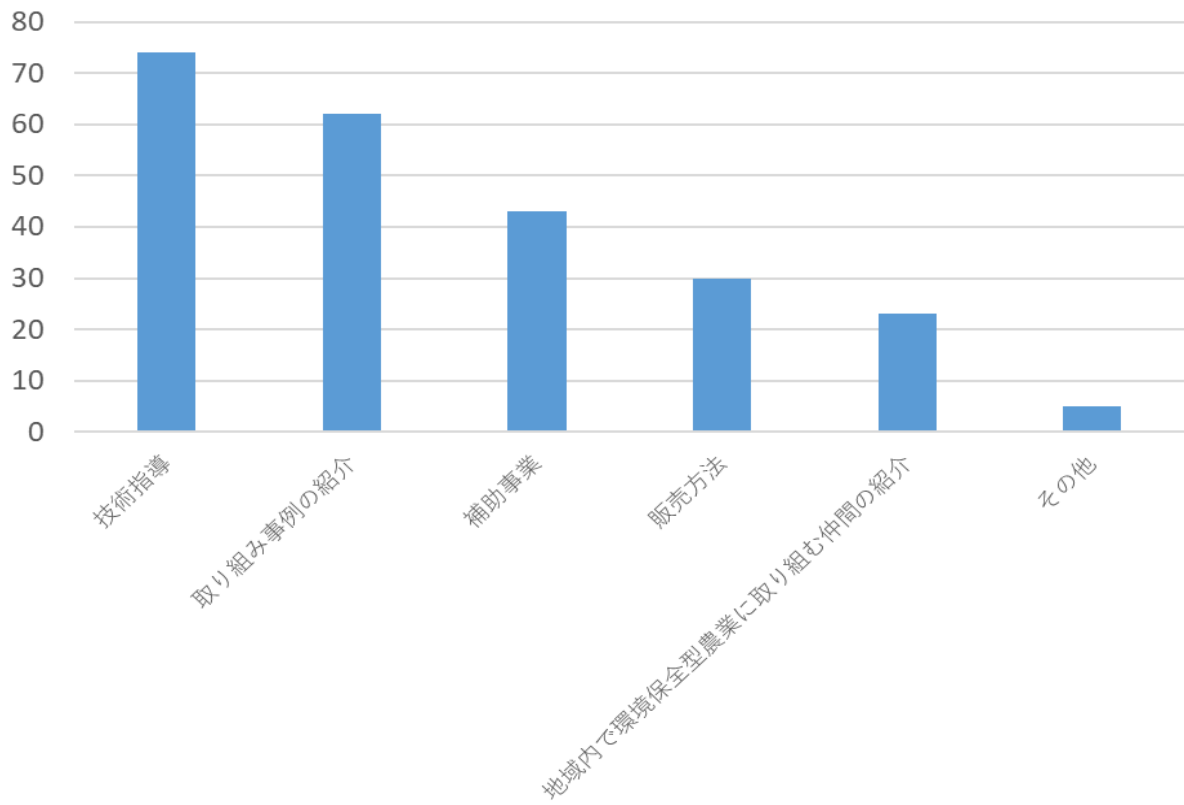
問2 環境保全型農業に取り組みたいですか？
(農業者 = 165 名)



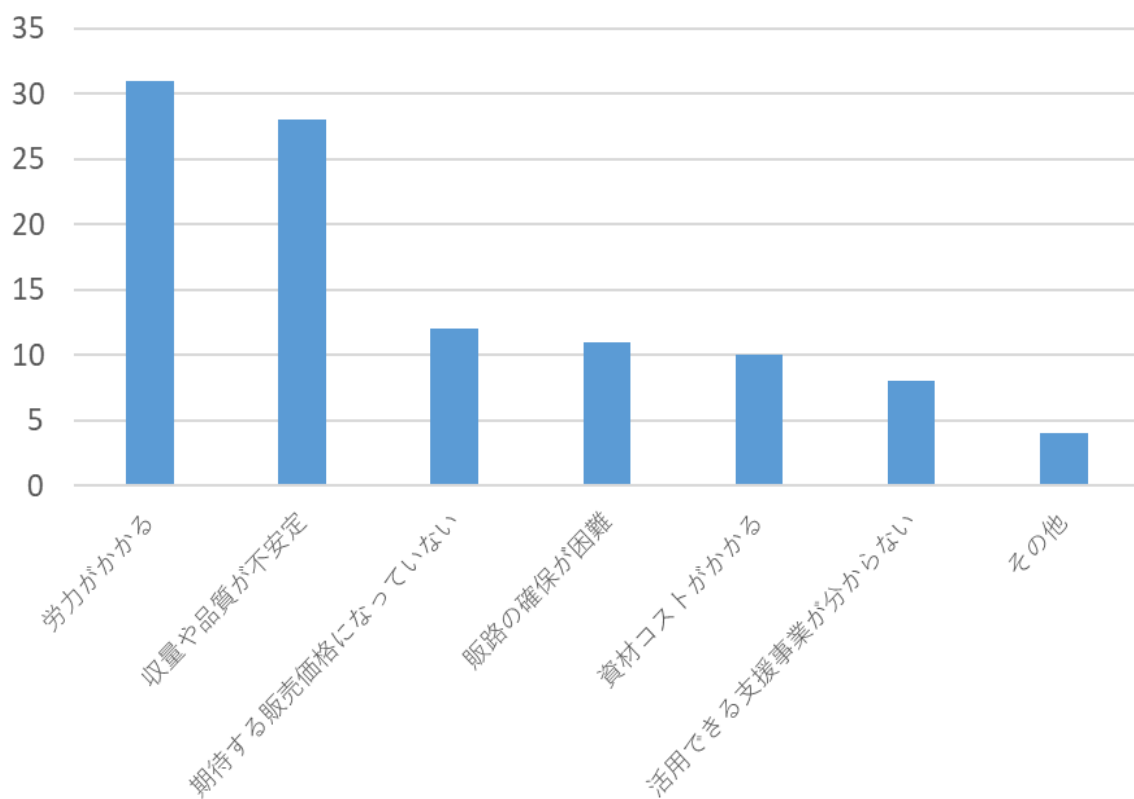
問3 環境保全型農業に取り組んでいる理由、取り組みたい理由は？（複数回答可）
(回答者 68 名)



問4 環境保全型農業に取り組むとはいえない、取り組まない、または縮小・中止を検討している理由は？（複数回答可）（回答者 86名）



問5 環境保全型農業に取り組むまたは継続するために期待する支援は？（複数回答可）（回答者 144名）



(2) オーガニックフェスタについて

- ・ 岩手県有機農業連絡協議会（H27 に設立、会員約 240 名、うち生産者は約 120 名、それ以外は消費者や流通関係者で構成されている協議会）と連携して、オーガニックフェスタ in いわてを令和 6 年 10 月 26～27 日に開催。
- ・ 有機農産物取扱店等のパンフレット配布を行った。

(3) 食生活改善推進員向け研修会での PR について

- ・ 消費者に向けた環境保全型農業の PR として、食生活改善推進員の研修会に参加し（中部地域（令和 6 年 10 月 17 日）、盛岡地域（令和 6 年 10 月 31 日））、環境にやさしい農産物の説明及びチラシ配布を行った。



写真 2 岩手中部食生活改善推進員
リーダー研修会



写真 3 盛岡市食生活改善推進員団体
連絡協議会理事会

(4) 担当者会議の開催について

- ・ 令和 6 年 4 月 25 日に、制度の変更点周知のため、担当者会議を開催。
- ・ 令和 6 年 9 月 3 日、令和 7 年 1 月 14 日に、令和 7 年度から始まる第 3 期対策に係る担当者会議を開催。

(5) 環境直払の取組推進に当たっての課題と対応

課題	対応方向
取組年数が長くなるにつれて、病虫害や雑草が年々増加し、化学合成農薬を使用せざるを得なくなり、要件を満たせなくなっている。	・ 新技術及び優良事例の共有 ・ より効率的な防除体系の検討
事務の煩雑さから、高齢者を中心に申請を取りやめる人もいる。	・ 令和 7 年度から第 3 期対策が開始され、取組メニュー及び事務手続きの整理がされる予定。関係機関と連携しながら、制度を周知。
地球温暖化防止や生物多様性保全効果をもつ環境にやさしい農業の取組が、	・ 環境保全型農業推進セミナーや、オーガニックフェスタを開催し、取組

<p>消費者等に広く理解されていない。また、農業者においても理解が進んでいない。</p>	<p>者と消費者等の相互理解が進むよう、交流の機会を創出する取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">• みどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、各地で取り組まれるグリーンな栽培体系への転換サポート事業等と連携し、環境にやさしい農業技術の情報発信を行っていく。• 食生活改善推進員等、消費者に向けたPRを図る。
--	--

地域特認取組(5割低減の取組との組み合わせ)

- 岩手県では、下記の取組を「特認取組」として設定しました。
- 原則5割低減の取組と組み合わせた場合、支援対象となります。

取組の内容		対象地域	対象作物	支援単価 (円/10a)	
メダカ等魚類を保護する管理		県全域	水稻	3,000	多面的機能支払交付金へ
冬期湛水管理	(有機質肥料施用、畦補強等実施)		水稻	8,000	
	(有機質肥料施用、畦補強等未実施)			7,000	
	(有機質肥料未施用、畦補強等実施)			5,000	
	(有機質肥料未実施、畦補強等未実施)			4,000	
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕		水稻	4,000	全国共通取組へ	
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び長期中干し		水稻	4,000		
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除		りんご	8,000		